

中部森林管理局における指名停止措置について

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名および住所

有限会社ゼロ
福井県福井市品ヶ瀬町13-30

2 指名停止措置の期間

平成24年4月10日～平成24年5月9日（1ヶ月）

3 指名停止措置の範囲

中部森林管理局管内

4 事実概要

有限会社ゼロは、平成24年3月5日関東森林管理局下越森林管理署発注の平成23年度造林請負事業「村杉地区保安林改良事業」の一般競争入札において、同社が最低価格であったものの、入札額が調査基準価格を下回っていたため、執行官である下越森林管理署長は「保留」を宣言し、低入札価格調査の協力を伝えたところである。

同7日において、当該入札者から「工程等の誤積算により低価入札をし、受注困難である」ことを理由に入札辞退届が提出された。これにより、入札及び契約事務、その後の事業実行に遅延を及ぼすこととなった。

5 指名停止措置理由

上記により、造林請負事業の入札手続きに遅延を及ぼす行為を行ったことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成10年1月14日9林野政第890号）における、別表第12号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不相当と認められるため。

○「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（第1、第2関係）

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 12 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約相手方として不適切であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内

【問い合わせ】

中部森林管理局経理課
直通：050-3160-6527
担当者：土屋 正泰